

下関市におけるヤングケアラー支援方針 【要保護児童対策地域協議会構成機関等の支援者用】

ヤングケアラーとは

令和6年6月5日に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、同年6月12日に公布されました。改正された法律のうち、ヤングケアラー支援の強化を図るための「子ども・若者育成支援推進法」については、公布日と同日に施行され、改正法の中でヤングケアラーが次のとおり明記されました。

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」

下関市では「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、こども自身の権利が守られていないと思われること」としてヤングケアラーを捉えています。



身体的なケア



精神的なケア



幼いきょうだいの世話



料理などの家事



家計を支えるための労働

障害や病気のある
家族のために日常
的にしていること

責任や負担の重さ
によりこどもたち
が諦めてしまっ
ていること



勉強や進学



部活動など



友だちと遊ぶこと



自分だけの時間



理解されること
相談すること



自由に夢を描く

◇下関市では、こども虐待事案等を取り扱う要保護児童対策地域協議会(要対協)の調整機関を担っているこども家庭センターがヤングケアラーの総合相談窓口となり、各部門等との連携を図ります。

ヤングケアラーについてもっと知りたい方は

◇こども家庭支援課では、「ヤングケアラー～SOSの出し方、見つけ方」のテーマで出前講座を受付中です。ヤングケアラーってなに？家族のお世話、なにがだめなの？どうやってまわりの大人に伝えたらいい？ぜひ学んでみませんか。

対象:市民 時間:1時間程度 日時・場所は要相談
<申込先>下関市教育委員会 生涯学習課(231-2054)

◇こども家庭庁ホームページ
「ヤングケアラーを知っていますか？児童虐待防止推進特設サイト」



こども家庭庁「ヤングケアラー」特設サイト

ヤングケアラーの提供サービスの例

ヤングケアラーのおかれている状況は多岐にわたり、ヤングケアラーや家族が望む支援も様々であるため、支援にあたっては分野の垣根を越えた関係機関の連携が必要になります。各関係機関で可能な対応・支援を実施するとともに、連携した支援が必要と判断した場合は、こども家庭センター（231-1980）へ御相談ください。支援方法を一緒に考えます。

ヤングケアラー本人への支援や心身のケア

ケアを必要とする人・その家族への支援



◇ヤングケアラーを把握するには

ヤングケアラーは、こども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴があります。ヤングケアラーの早期発見・対応につなげるためには、学校（特に小学校・中学校）、スクールソーシャルワーカーと顔の見える関係性を築き、気になるこども・家庭を把握した場合の相談先として相互の連絡窓口（担当者・連絡先）を明確にしておくことが重要です。

ヤングケアラー及びその家族を支援する
下関市こども未来部の主な支援制度

サービス・支援	内 容	担当部門
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を与える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師、保育士、心理士等、専門資格や経験を有した支援員が、養育に関する専門相談に応じます。	こども家庭支援課 (231-1432)
子育て世帯家事・育児支援事業	ヤングケアラー、要保護・要支援児童等、食事や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等に対して、訪問支援員が家事支援、育児支援、公的手続き等への同行支援等を行います。	こども家庭支援課 (231-1432)
子育て支援短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が病気や出産、冠婚葬祭等により一時的な児童の養育が困難となった家庭の児童又は母子等を預かります。	子育て政策課 (231-1353)
子育て支援夜間養護(トワイライト)等事業	保護者が恒常的な残業や休日出勤などで、家庭で児童を養育できなくなったとき、その児童を預かります。	子育て政策課 (231-1353)
一時預かり事業	保護者の就労や社会的事由等によって家庭での保育が困難になった児童を、緊急・一時的に保育します。	幼児保育課 (231-1929)
ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい者(依頼会員)と育児の援助をしたい者(提供会員)が、それぞれ会員となり、提供会員は依頼会員に対して有償ボランティアとして援助活動を行います。	下関市ファミリーサポートセンター(子育て政策課内) (233-7632)

相談窓口

○下関市こども家庭センター
☎083-231-1980

○なかべこども家庭支援センター「紙風船」
☎083-250-8721

○下関市教育委員会
教育相談室
☎083-231-6995
ヤングテレホン下関
☎083-231-7838

○下関児童相談所
児童相談所相談専用ダイヤル
☎0120-189-783

○つながるやまぐちSNS相談
24時間365日LINEで気軽に
相談できます。



○山口県ヤングケアラー専門相談窓口
☎0836-65-1177
✉youngcarer@s-seikouen.com